

令和 8 年熊本地震により被災した中小企業者への 利用料金減額措置について

このたびの令和 8 年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

都産技研（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）は、令和 8 年熊本地震により被災した中小企業者への災害復興技術支援として、依頼試験や機器利用等の料金を 50%減額します。

1. 減額対象事業

依頼試験、機器利用、受託技術支援、製品開発支援ラボ（賃料）

2. 内容・期間

令和8年10月22日～令和 9 年3月31日に申込みを受け付けた（契約締結した）上記減額対象事業について、利用料金を50%減額します。

※実施期間は、延長する場合があります。

3. 要件

下記の①及び②のすべてに該当すること。

- ① 対象地域の自治体から、令和 8 年熊本地震に起因する「セーフティネット保証制度 4 号認定書」または「罹災証明書」の交付を受けた中小企業者
- ② 申込者の所在地が、対象地域内または東京都内にあること

対象地域：

- ・熊本県全域
- ・鹿児島県の以下の市町村
鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、鹿児島郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、大島郡瀬戸内町、大島郡与論町

※対象地域は、変更する場合があります。

本措置の適用を受けるには、事前の申請が必要です。
申請が承認された後、利用料金が減額されますので、ご注意ください。

4. 詳細・申請方法

対象要件、申請方法等の詳細は、東京都立産業技術研究センターのウェブサイトをご確認ください。

<https://www.iri-tokyo.jp/service/saigai-gengaku/>

【技術支援事業に関する連絡先】

お客様支援室 相談支援係

電話：03-5530-2140 メール：sodan@iri-tokyo.jp



【お問い合わせ】 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 企画部 経営企画室 大原
電話：03-5530-2521 メール：koho@iri-tokyo.jp

<https://www.iri-tokyo.jp/>

配布担当 東京都立産業技術研究センター経営企画室広報係 TEL:03-5530-2521